

学生問題に関する所見

(附) 委員長談話

昭和41年11月

国立大学協会学生問題特別委員会

委 員 長 談 話

国立大学協会学生問題特別委員会は、予てより学生に関する諸問題について検討してまいりましたが、近時学生の要求や運動をめぐる紛争が各地の大学に引き続いておこっており、学生の自治の名のもとにおしすすめられるこれらの運動が、かえって学生の自治ひいては大学の自治そのものの存立を危くするおそれも感ぜられる現状にかんがみ、このたび「所見」をとりまとめましたので、本日第38回総会においてこれを公表することの了承を得、ここに学生問題特別委員会の名のもとに発表する次第であります。

「所見」の本文でも述べておりますように、学生が大学における諸般の活動を自主的に営み、自らの学園生活を規律し、これによって自主自律の精神を鍛磨してゆくことは、大学教育の理念からいって大いに望ましいことであります。しかるに現状においては、ともすれば多数の学生が自治活動の健全な発展に無関心であり、そのため自治会等の組織が充分民主的に運営されない嫌いがあります。この「所見」は、全学生諸君が各大学において、理性的討議と情熱によって、大学自治とつながる学生自治の明るく健全な発展に努力するよう期待しており、この意味で、学生諸君の理性的な自覚に訴えるものであります。

また、これと関連して大学人としてどのような基本的態度をもって、学生問題にとりくまなければならないかということについては、現在ややもすれば失われがちな学園における精神的な交流の回復に努めるとともに、教官が研究と教育に打ち込んで、学生の信望を得るということが、何よりも基本的な前提であります。

近時学園紛争に関して、世上色々な批判がありますが、これに対してわれわれが如何に考え、また如何に努力しているかを示す責務を深く感じてまい

りました。この「所見」は、この点において、学園の紛争をめぐるわれわれ大学人の根本の姿勢と努力を世人に訴え、広く社会の積極的な理解と協力を願うとともに、この「所見」を通じて文部省、警察関係その他一般社会に対しても健全な学生の自治活動についての深い理解と協力を期待するものであります。

なお、さきに大学の管理運営の問題に関しましては、国立大学協会として「意見」を発表いたしましたが、今回の学生問題に関しましては、学生問題特別委員会の「所見」にとどめました。けだし学生問題は、本来各大学それぞれの個性的な伝統と深いつながりをもっているものであり、その健全な発展は、各大学において、教職員・学生一体となって努力することにより、はじめて達成されるものだからであります。この意味で、この所見が、そのための各大学における参考資料として役立てば幸であります。

昭和41年11月30日

国立大学協会

学生問題特別委員会委員長 奥田 東

目 次

まえがき	1
1. 学生自治の在り方	2
① 学生自治の本質	2
② 自治会等の運営	4
2. 大学自治と教育	6
① 大学および教官の姿勢	6
② 物的施設からみた問題点	9
3. 大学行政の問題	10
① 大学施設の管理と学生自治	10
② 教育行政上の問題	12
4. 大学と社会	13
① 大学の規律と警察	13
② 大学と一般社会	15
むすび	17

学生問題に関する所見

国立大学協会学生問題特別委員会

まえがき

昨今、全国各地の大学において、学生の要求や運動をめぐって種々の紛争が相ついで起こっている。しかも、それが、大学にふさわしい理性的な話し合いによって処理されえないで、收拾しがたい混乱に陥る場合も少なくない。こうした不幸な経過は、話しあいの破綻、授業放棄、同盟休校その他の過激な運動、指導者に対する大学側の処罰、さらに処罰への反抗、という悪循環をたどることにより、ますます困難な事態を招来する傾向さえみられる。このような事態は、大学における研究・教育等に支障をきたし、また社会に対する大学の使命を著しく損うことにもなるのはいうまでもない。のみならず、頻発する大学の紛争が上述のような悪循環に陥り、教官と学生との間のコミュニケーションさえも断絶するという事態にいたると、当然のことながら社会の一部に大学の自治能力に対する不信や疑惑が生じることになり、ひいては大学の自治に対する外部からの干渉を招く誘因にならないともかぎらない。いずれにしても、近来続発してきた紛争は、大学本来の在り方を損う憂うべき事態にみちびくものであり、学問・教育に関心を寄せるすべての人々の注目している問題となっている。

このような事態を生み出す原因はきわめて多様であり、それには直接大学に関わりのない政治的・社会的な事情も絡みあっていると思われる。大学として、それらの原因や事情を冷静に考察すると同時に、健全な大学自治を確立していくために、為すべきことは少なくない。とりわけ学生自治の真実の

在り方をもとめ、その発展をはかるために、各大学がともに問題の在りようを正確に認識し、よりよき自律的な方針を確立し得るよう、たがいに努力しなければならない。ここに問題を整理し、この所見を取りまとめてることとしたのもこの努力の一端に外ならない。

1. 学生自治の在り方

(1) 学生自治の本質

最近の学生運動について、ひとつのきわだった特徴は、学生自治の強い自己主張にみられる。学寮・学生会館等の管理から広汎な大学行政への参加の要求にいたるまで、「反権力」の姿勢と結びついた「自治権」拡大の要求は、多くの大学紛争につねに伴っている。いうまでもなく、学生の自治意識の昂揚は、それ自体としては日本社会の未来にとっても望ましいことであり、民主的な社会の発展のためにも高く評価されるべき意味をもっている。一般に大学教育の見地からしても、学生の生活に関する自主自律の精神は、積極的にこれを支持育成すべきものといえよう。各大学が学生の自治会を広く認め、健全な自治活動の発展を期待しているのも、この見地に基づいている。しかし、学生の自治は、本来研究・教育の機関としての大学と無関係に成り立つ固有の権利ではない。このことは大学における学生の自治は、大学学生としての自治にはかならないものであることを考えれば当然のことである。この自明の前提を抜きにして、学生が観念的にいわゆる天賦の人権のように自治権を主張するならば、このような一面的な自己主張は、却って本来の目的に反する結果を生ずることにもなろう。したがって、大学自治との関連で学生の自治がどのように位置づけられるかを正確に認識することは、この意味において問題解決の第一歩である。

改めて論ずるまでもなく、大学の自治は、憲法で保障された学問の自由の主な内容をなすものであり、その第一義的な目的は、学問の研究と教育を政治権力はじめその他もろもろの社会的勢力の干渉や制約から守り、それを大学の自主的な判断や努力に委ねるという点にある。これは、およそ学問の自由の保障と尊重が一国の発展のみならず、人類の文化と福祉の向上のためにも不可欠であるという長い歴史的な経験からえられた原則であって、わが国においても一般に広く認められているところである。その具体的な内容としては、われわれが他の機会に確認してきたように、大学の研究・教育に関する重要な問題——例えば研究および教育の方法や課題、教官の人事や組織、大学の施設や予算の管理等——の決定については、研究・教育の主体たる大学のそれぞれの機関を通じて大学が自主的に行なうことを原則とするものである。

学生もまた、大学において学ぶものとして、学問の自由を当然に享受し、研究の遂行やその結果の発表等についても自主性を認められなければならない。したがって、例えば研究・教育機関としての大学の機能をより高めるためにも、学生の自由な意見の表明があってよく、また合理的な意見は充分に尊重されるべきであろう。さらに学生が、大学内で享受できる施設の利用についても、種々のサークル活動やスポーツ等を行なううえにおいても、でき得るかぎり広い自主性を保障されるのは、大学教育の見地からみても当然のことである。しかし、この種の自治は、大学という研究・教育のための機関に本来的に欠くことのできない秩序を前提として始めて肯定し得る性質のものであって、かかる秩序についてなんら顧慮することなく、学生が無限的に自治を主張するのは、大学の本質を理解しないものといわねばならない。

ここに大学に本来的な秩序とは、学内における研究・教育等が自主的・自律的に発展深化せしめられることを保障すべき秩序であり、大学の規則や諸

施設の管理体制もまた、こうした秩序の一環として理解されるべきものである。そして、このような秩序がいかにあるべきかを究極的に決定すべき責任は、研究・教育等について基本的に責任を負わなければならないもの、すなわち、具体的には教授会を中心とする大学の組織およびその長になければならないことは明らかである。この点に関連して、近代国家成立以前のきわめて特殊な大学の事例をひき、これを理想化し、現代の大学においても教官と学生とはまったく同様の責任と権利をわかつあうべきであるとするごときは、歴史的に性格も機能も著しく異なっている大学をあえて同一視しようとする非現実的な主張である。現在の大学においては、学生が教育を受ける者としての立場に伴う一定の制約を受けるのは当然であり、上のような見解によって学生の先駆的な自治権を主張することはきわめて根拠に乏しいといわなければならない。それゆえ、大学の秩序について充分省みることなく、大学の規則や管理体制をはじめから無視もしくは否定する態度で、学生の完全自治を主張することは却って全体としての大学の自治、ひいては、自治がそのために必要とされているところの研究・教育の自由そのものを脅かすにいたるであろう。

(2) 自治会等の運営

学生が、大学における諸般の活動を自主的に営むことは、上述のとおり大学教育の一環として広く行なわれている。学生が自らの学園生活を規律し、文化団体や運動部、学寮や学生会館等についても、自主的な規制を自ら行なうことは、全体としての大学の秩序に適合するかぎり最大限に認められるべきであろう。近い将来に社会・国家の発展の重要な担い手として社会生活に入ることを予定されている学生が、自主自律の精神を自ら鍛磨してゆく機会をもつことは、大学教育の理念にもかなう要請だからである。この点でとく

に、学生の自治活動の中心をなす自治会もしくはこれに類する組織は、学園生活に対する広汎な自律的活動とそれに見あう責任とを委ねられた組織として、その健全な発展が望まれるのである。

ところが、各大学における自治会等の現状をみると、これに期待される活動が充分に行なわれていない感覚がある。とりわけ自治会等が、大多数の学生の積極的な参加と民主的意見のつみ重ねによって運営されるのではなく、往々にして少数の活動家によって支配されたり、大学内外のイデオロギー的諸勢力の角逐にまきこまれたりすることによって、学生自治の理念からかけはなれた実態をみせる場合が少なくないように思われる。多数の学生が関心をもたず、ともすれば一部少数者によって政略的に利用されやすいような自治会等は、その在り方自体学生自治の本旨に反するのみならず、ときにはこそさらに大学当局と対立する傾きがあるが、そのような傾向は、学生全体の真剣な反省を要する問題であるといわなければならない。けだし、自治会等の健全な伸張は、何よりも多数の学生が学生自治の意義を理解してこれに積極的に参加することによってのみ達成されるものだからである。

自治会等は、健全な学園生活を営むための組織であるにもかかわらず、多くの学生は自治活動に無関心な態度をとり、そのことが上に述べたような弊害を生ずる間接的原因となっているようと思われる。学生自治の発展のためには、これこそ憂慮すべき事態だといえよう。自治会等の運営と活動が、もっぱら一部の者の手に委ねられることなく、大学に学ぶものにふさわしい全員の理性的な討議に基づいて行なわれるならば、自治会等に委ねられた重い責任が学生相互に自覚され、規律ある活動を通じてよりよき学園生活が築かれていくはずである。広い意味の大学の研究・教育の一環としての学生自治は、それが大学の使命とその社会的責任を果たさしめる方向に向かって、全学生の理性と情熱を結集するものとなるとき、最も生彩に富みまた最も生産

的なものとなるにちがいない。自治会等がそのような条件をつくることに努力せず、逆に学問の府として不可欠の大学の秩序や規律を破り、仮にも研究と教育の場に暴力を誘い入れるような役割を演ずることがあれば、それは自ら学生自治ひいては大学自治に墓穴を掘ることにもなる。外的な運動面のみならず、自治会等の運営が、委員等の選挙・大会時の投票方法・財政面などすべてにわたって、果たして真に民主的に行なわれているかどうかという基礎的な問題について、学生自らの手で根本的に点検されるべき時期にたちいたっているように思われる。この点では、各大学においても、学生の健全な自治意識の昂揚と自覚ある態度を要望し、かつ、そのために教職員の側においても必要な協力や話しあいの途を不斷に開いておくべきであろう。

2. 大学自治と教育

(1) 大学および教官の姿勢

上述の諸点は、とくに紛糾を生じた大学において、衝にあたる関係者が多大の努力を払ってきたところであるが、大学および教官の側において考慮もしくは反省をする問題も少なくない。

一般に、学生の提起する問題や要望が、正常な手続をふんで学内の規律に従ってなされた場合にはこれを正しく受けとめて、適正な要求については、大学としてその実現に努力するというのが、大方の大学のとってきた方針である。学内の規律がよく守られるかぎり、学生の研究や課外活動はもちろん、意見表明の自由等も、充分に保障されるべきであり、学生の責任ある行動には、徒にこれを拘束することなく、広い自由を認める必要がある。しかし他面において、学生が、大学における最少限度の規律をも無視し、知性に欠けた暴挙に出る場合には、これに対して直ちに厳正な態度で臨み、その反

省を促すべきことはもちろんあるが、さらに、誠意をもって説いても聞きいれられないときには敢えて処分することも不可避となろう。一般にこのような事態に対処するための基本的な要件は、第一には教官と学生の間で誠実な話しあいを充分につくすことであり、第二にはこの民主的な手続が破られた場合において、大学としての信念ある判断に基づく適切な措置をとることであろう。この二つの要件のどちらが欠けても、紛糾した問題の解決は期待しがたい。事にあたってこの要件を充たすためには、大学が平常から大学内部の意思統一を充分にはかるとともに、学生に対しても自らの基本方針を周知徹底させておくことが必要である。

上に述べた要件と深く関連して、今日の大学において最も問題となっているのは、教官と学生との間のコミュニケーションの減退であり、相互の精神的紐帯の欠如である。この現象は、一般に学問の分化と学生数の増加と共に伴って、ほとんど不可避的な傾向となっており、師弟間の深い精神的な交流は、容易に求めえないものとなっている。その結果として、大学教育がともすれば専門の技術や学問の切り売りに傾する観を呈するのみならず、教官と学生との間に学問を通じてつくられる共感さえ生みだしがたい状態となりつつある。平常の交流と共通の精神的基盤がこのように欠如しているところでは、問題が生じたときに遅かに話しあいを進めようとしても、容易に相互理解に達しないのは、むしろ当然である。

ただにこのような事態を克服するためのみならず、一般に大学の機能を高めるためにも、大学が不断に教官と学生との間に心の通路を開いてゆく努力が求められる。このことは、現代社会の要請に基づく学問の分化・大学機構の複雑化・学生数の増加等のために著しい困難を伴う事柄ではあるけれども、それにもかかわらず、否それゆえにとくに重要である。これには、例ええば学部内のセミナーや研究会、あるいは大学全体を通じての諸企画などを介して、

教官と学生がともに参加して相互理解と共感をつくりだす対話の広場をもつことが必要であろう。

しかし、これらの努力は結局のところ、学長をはじめ個々の教官の学問および教育面における日常的な態度によって裏打ちされなければ空しいものとなろう。大学が内外に向かって、学の独立と自由を守るために、先ずすべての教官が強固な自由の精神を堅持し、学問の研究と教育への真摯な努力を捧げることによって、学生および社会から信頼と尊敬を受けるものとならなければならぬ。大学という共同体の秩序が、このような特殊な基盤の上に成り立っているということを再確認することが、教官として今日の学生問題に臨む出発点ともなるであろう。

現在の激動する社会情勢と、その大学への影響に対処するためには、大学はもっぱら研究のみをこととする戦前の理念のままの「象牙の塔」にとどまることは許されない。現代においては、教官は研究分野のいかんにかかわらず、広い視野に立って、教育面での積極的な努力をすすめてゆくことが要請されている。したがって、研究と教育とは、それぞれ全く別個の仕事ではなく、よきバランスをとった関連しあうものとなることにより、教官としての学生問題に応えてゆく姿勢も自らととのうものといえるであろう。

この点において、とりわけ工夫を要するのは、教養課程の教育の在り方である。一般的にいえば、上のような教官の姿勢は、課程のいかんにかかわらず不可欠であることはいうまでもない。しかし、高等学校とは本質を異にする大学の生活の第一歩において、学生をして大学の本質に眼を開かせるために、教養課程の教育はきわめて重要な任務を課せられており、それだけにまた、これを担当する教官の責任もすこぶる重大である。従来は、大学によつてはともすればこの点に意を用いることが薄く、教養課程が、専門課程へのたんなる予備的期間として扱われてしまう傾向があり、そのことが、始めて

入学した学生が大学に失望し、もしくは不信感をいただく一つの理由となっている場合もあるように思われる。これはむしろ専門課程を含む全教官あるいは大学全体の責任であって、教養課程のあるべき姿について、大学としての充分な検討を加え、教官・施設の充実をも含めて必要な解決策を早急に講ずべきであろう。

(2) 物的施設からみた問題点

今日における大学の自治は、たんに外部の諸勢力からの自由と独立の保障に俟つだけでなく、大学が研究・教育のための施設および経費等について、財政上の裏づけを得ることによって、はじめて期待された機能を果たし得るものである。

ところが、現在のわが国の大学の実状においては、学生の自主的活動のための施設はもちろん、研究と教育に不可欠な条件さえも充たしていないところが少なくない。最高の研究教育機関としての大学が、今日みられるような貧弱な財政状態におかれているかぎり、学生を大学らしい雰囲気のなかで勉学させることはきわめて困難である。もちろん、学問への尊敬や真理探求の情熱は、物的条件のみによってつくり出されるものではないが、物的条件なしに、学問の成果や教育の実を期待することはできない。日常の実験費用にも事欠くような研究室では、最新の科学を推進することは殆ど望みえないし、必要な参考書が充分に整っていない図書館では、学生に満足のゆく研究を求めるのも困難である。さらにまた、課外活動において学生のエネルギーが充分に發揮されるためにも、しかるべき施設ないし費用が必要であることはいうまでもない。このようにして、大学がその責任と機能を果たすためには、少なくとも以上のようない意味での最少限の物的条件を確保することが、一つの重要な要件であろう。

大学に対する学生の要望のかなり多くのものが、上記の問題と関係していることは、周知のとおりである。また、研究・教育の施設のみならず、課外活動や福利厚生のための施設も今なおきわめて不充分であり、大学のキャンパスは潤いに欠け、学生の精神的交歓を促がす魅力的な雰囲気に乏しい。この点にかんがみ、研究教育施設の拡充と並んで、課外活動・福利厚生のための施設等の充実も、大学教育の健全な発展のために強く望まれる。

周知のとおり、教育費の支出を惜しまないのは、今日各国を通じて的一般的傾向である。しかし、わが国においては、従来ややもすれば教育とりわけ大学教育のためには、格別多額の経費を必要とするとの認識に欠けるきらいがあり、それが、研究教育施設や福利厚生施設の水準を国際的に立ち遅れさせている一因となっていることは否定しえないのであろう。この点にかんがみ、今後教育費の飛躍的増大の措置が講ぜられ、それが学生の学問に対する関心をいっそう深めるよすがともなることを期待する。

3. 大学行政の問題

(1) 大学施設の管理と学生自治

始めにも述べたように、最近の学生運動は、学生自治権の拡大を主眼として、大学の行政に参加しようとする要求を前面に押し出している。学生会館や学寮等に関する全面的な管理権を主張するのも、その端的な一例である。したがって、学生自治の問題も、大学行政という側面から検討しておく必要がある。

さきに述べたように、学問の自由を実質的に保障するために、大学が研究・教育に関する重要な必要事項について、外部の政治的・行政的介入をうげずして自主的に決定するということが、大学自治の眼目である。国立大学の諸

施設は法令によって大学の管理・運営に委ねられており、大学は主として研究・教育の基本的見地から適正にこれを使用することになっているものであり、この責任が、学長を始めとする大学責任者に課せられているという常識的な原則が忘れられてはならない。大学のこの責任は、形式としては行政的なものであるが、国立大学の施設である以上終局的には国民に対して果たされるべき意味をもつものである。学生の自治権拡大の要求のなかには、学寮等の施設に対する広汎な管理権の主張が含まれているけれども、行政責任のない学生の手にこれを包括的に移譲することは、この原則からみて許されないことである。

もっとも、実情においては、学生に寮生活運営上広い自主性が認められている場合が多い。これは、学生に可能なかぎり広汎な自治を認めることが大学教育の本旨にかなうものであるという一般的な理念にのっとり、寮生自身の自主的な規律に委ねることが、寮生活の充実をもたらすであろうという信頼と期待に発しているものであって、この意味においては、大学は学生の自主的運営に必要な助力を惜しむものではない。しかるに、学生がこのような自主的運営の根柢や意義を無視し、それが長期にわたっておこなわれて来たという事実のみに着目し、あたかもこれを学生固有の「自治権」とみなすべきでなく、ひいては大学の施設に対する管理責任体制までも基本的に否定するにいたっては、大学はこれに対し筋を曲げて妥協することは許されない。なぜならば、大学自治を主張する前提の一つに、大学が社会と国民に対する大きな責務として、自らの行政責任を明らかにすることが挙げられるからである。

(2) 教育行政上の問題

学問の自由の原則とその意義が認められる以上、上述の論点の反面として、大学は外部からの力の干渉を排除して、自らの施設にも自主的な管理と運営を行なうべきである。したがって、大学が自らの教育行政に対する自治の責任を果たすためには、これに対して画一的な統制を加えることは避けられねばならない。過般、大学の管理・運営に関する法制化の試みが批判の対象となつた際、国立大学協会がこれに対して、強く反対の意見を表明し、各大学が自らの責任態勢を打ち立てる決意を明らかにしてきたのはそのためである。このことは、大学の管理・運営に関する一般的な問題にとどまらず、学生問題に関しても全く同様である。とりわけ近時の学生運動が、自治権の擁護と拡大をスローガンとしている主な理由を、文部省による権力的な統制の強化に求めているだけに、大学が自らの責任を自主的に果たすという上記の原則を明確に認識することは、現在とくに必要である。

国立学校の設置者としての文部省が、学校およびそれに附属する施設等に対して、一定の監督責任を負う立場から、或る程度まで統一的な管理・運営の方式を望むことは、理解しがたいことではない。しかし、大学が教育目的や過去の経験にかんがみ、学寮等における学生の自治を或る程度認めてきたことも、尊重されるべきである。だが現実においては、学寮等の管理や利用に粗漏なふしが見受けられることは、否定しえないところであり、このような欠陥は、すでにこれまで考察したごとく大学と学生との間のあるべき関係に立脚しつつ自主的に克服されねばならない。

このようにして、必要最少限の管理の方式の決定は大学の自主的責任に属するという原則が、行政当局はもちろん学生側によっても、今後いっそうは

つきりと確認され、かつ支持されなければならない。

以上述べたことに関連して、学生部についてもふれておかなければならぬ。最近の学生運動をみると、学生は学生部をもって文部当局の出先機関と見なし、ことさらにこれを敵視するような態度をとることが稀ではない。いうまでもなく学生部は大学組織の一部であり、学長の統轄のもとに大学の方針にしたがって職務を行なう機関である。学生がこのことを否定するすれば、それは故意または理解の不足によるものである。これに対しては、大学としても学生部の性格をより正しく理解させるよう配慮する必要がある。

4. 大学と社会

(1) 大学の規律と警察

過去において、大学と警察権との間に、主として学生運動をはさんで緊張関係が生じ、その結果大学の自治が問題とされるにいたった事例が多く見られたことは、周知のとおりである。最近の学生運動の動向にかんがみ、類似の事態が生じ得る可能性が多いだけに、ここで大学と警察権の関係について明らかにしておくことが必要であろう。

改めて述べるまでもなく、同じ国家の機構としての国立大学と警察は、その機能ないし性格をまったく異にしており、前者は学問の研究と教育を目的とする非権力的組織であるのに対し、後者は主として治安の維持に任ずる実力組織である。このことから、警察がもっぱら市民の生命・財産・自由等を守る機能を果たしているかぎりでは、大学は治外法権の場ではない以上、その構内で生じ得る犯罪の追及や防止のために警察の保護を受けるという、両者の平和で正常な関係が成り立つのである。

ところが遺憾なことに、日本の過去の経験のなかで、警察が大学内で情報

活動を行ない、それによって学問の自由が脅かされるという事例があったことは否定しえない。この経験にかんがみて、大学と警察との関係において不幸な摩擦や対立を生ぜしめないような措置が講じられ、それを慣行として育てる努力が重ねられてきた。このような慣行は学問の自由を保障するために、今後一層積極的に強化されなければならない。

しかし、大学の構内には大学の了解なしに警官がみだりに立ち入ることはしない、という慣行は、上記のようにして過去の不幸な事例にかんがみて形成されてきたものであって、この慣行から大学に治外法権を認めなければならないという結論を導き出すことは、論理的に不可能である。学生のなかには、大学構内への警察官の立ち入りを理由のいかんを問わず一切排除しようとするものがあるけれども、それは大学の本質から見て論理的に首尾一貫したものではなく、その意味で行きすぎた主張といわざるをえない。

万一学生側の行動が大学本来の使命の遂行を妨げるような事態を生ぜしめた場合には、大学としてはまずもって学生の真情を理解し、説得にできるだけの手段を講じて、学生の自覚ある行動を促すべきであろう。しかし、その努力にもかかわらず、大学内の秩序の回復が不可能な場合には、これを阻止する他の有効な手段をもたない非権力的な組織としての大学が、こうした事態を開拓するために、やむなく警察の助力を求めるという遺憾な結果が生じないともかぎらない。このような事態を避けるために、大学内における学生的規律は、本来教職員と学生がともに協同して自主的に維持すべきものであって、学外の警察力に依存することを建前とすべきものではない、という基本原則をうちたてることが必要である。もし学生がこの基本原則を要求しこれを順守しようとするならば、学生は大学の規則や説得を無視して、警官導入という最悪の事態を招くような愚かしい力の行使を、自らの理性によって抑制しなければならない。

(2) 大学と一般社会

以上述べてきたように、大学の自治は、学問の自由を守ることが人類社会の発展のために不可欠である、という経験的な事実に基づいて、長い年月を経てつくられてきた原則である。この点でわれわれは、学問の自由と大学の自治に対し、世人の積極的理諭と支持を期待せばにはおられない。大学は、時としてその外からの力によって、或はその内部の諸要因によって、自治の原則を揺るがされることがある。そのような場合、自治を支える第一義的な責任は、いまでもなく研究・教育に携わる教官にあり、ついでは職員と学生の肩にかかっているが、この責任を果たすか否かをきびしく見守る社会の人々の理解や批判も、大学の自治の大きな支えとなるものである。したがつて教職員および学生も、そのような理解と支持を得るために、大学の内外において学問研究の成果と自治の実績とを示すなど、あらゆる面において不斷の努力をつみ重ねる必要がある。

上の要請と並んで、近來の学生運動の態様にかんがみて、われわれが広い意味での教育に関して指摘しておかなければならぬもう一つの問題がある。それは、近來の学生運動の形態のなかに、政治社会に対する根づよい不信と不満感が見られ、またそれと関連してともすれば目的のためには手段を選ばない傾向があるということである。この点、学生の心情的な不満感を学問的・合理的な認識へと高めさせ、それに基づいて自覚ある理性的な行動を選択するように導くことは、大学教育の任務である。

今日の学生にともすれば、自己主張と批判のみ多くして、自覚的な反省に裏うちされない行動に出る傾向が見られることは、一般に幼少年時から規律と責任を重んずる教育に欠ける風潮にも起因するものと思われる。自由には同時に責任と自己規律が伴うという自覚を身につけるためには、大学教育以

前のあらゆる教育段階での訓練が必要である。自己の人格と自由を主張するよい意味での個人自由の原理が、つねに他人の人格と自由を尊重するという自明な前提と不可分であることは、社会のあらゆる場所で、幼少年時から学ばれなければならない。この意味でも、現下の大学紛争は、社会の全教育体系の在り方に関する問題であり、とくに全体として小中学校等とくに後期中等教育の段階において、青少年の自律性や創造性を高めていく配慮が必要と思われる。しかしながらこの問題は、学校教育のみによって解決されるものではなく、家庭や市民の生活関係において、真に民主主義的な規律をつくり出すことによってはじめて果たされる課題である。これを要するに、学生問題をその時々の紛争の表面的な現象から見るだけではなく、広く日本社会の全体の脈絡のなかでとらえることが望まれる。

最後に、学生運動に関連して、言及しておかなければならぬのは、政治的・社会的諸勢力とくに政党その他の団体の大学自治に対する関係である。上に述べてきた大学自治の理念は、行政官庁のみならず、社会的に大きな影響力をもつこれらの諸勢力によっても充分に理解され尊重されなければならない。今日の学生運動の実態をみると、大学外の諸勢力と結合し、それらの政治的イデオロギーや政策を学園のなかに導入し、党派的紛争を惹起する例がまま見受けられるだけに、以上の原則の確認はとくに重要な意味をもつであろう。いうまでもなく、学生もまた国民の一員として憲法の保障する思想・言論・結社その他の基本権を享有するものであり、その信条や行動の自由を不当に拘束されない権利を有している。個人としての学生が、政治的・社会的運動に参加し、市民としての意見を表明する自由は、当然尊重されるべきである。しかし、もし学生が外部の諸勢力と連繋して、大学内部に政治的紛争や党派的イデオロギーをもちこみ、さらに外部勢力の支援をも受け、時としては学生にふさわしからぬ党略的手段を用いて闘争するということにな

れば、大学本来の秩序は維持しがたくなり、ひいては実力的闘争によって大学自治を脅かす事態さえ生じかねない。それによって、学問の研究と教育の場としての大学の機能が損われることになれば、権力の干渉とは違った意味で、大学は重大な事態に当面することになるであろう。大学の果たす社会的役割と任務にかんがみ、このような事態の発生を防ぐために、学生および政治的・社会的諸勢力の指導者においても大学自治の本旨を尊重し学生として守るべき自律的な限界の設定に協力することが、切に望まれるのである。

む　す　び

以上、われわれは、最近の学生問題とくに学生運動のそれを大学自治の理念に照らして、どのように理解した解決すべきかを考察してきた。上述のとおり、大学の内部にも外部にも、学生運動を誘発するような諸条件が累積しており、場当たりの対策によっては静穩な学園に復帰することが困難な状態にあることも理解された。前節で述べたように、その抜本的な問題の解決には、広い国民的な理解と協力が必要であり、青年学徒が明るい希望をもって学業に専念できるような社会的条件をつくることが望まれる。しかし、そのような条件を率先して大学の内部においてつくり出す責務は、第一次的には大学で研究と教育の仕事を担う学長はじめ全教官にある。事柄は何にもまして大学自治の問題に關係するからである。このような責務を果たすためには、各大学の教官が、外部からの諸勢力に対し毅然として学問の自由を守る姿勢を堅持すると同時に、学生に対しても学問への情熱と大学の規律を重んずべきことを身をもって示すことが、不可欠な前提となろう。同時にまた、教官と学生の相互信頼に基づく大学の秩序を確立するために、不斷に精神的な交流をつくり出し、それぞれの大学に特有な伝統と個性ある学問的雰囲気を育

成してゆくことが望まれる。

なお、こうした各自の心構えに加えて、個々の教官および職員が、全体としての大学の基本方針および正規の機関の決定の実現に協力するという原則も、ここで再確認しておくべきであろう。すなわち、学生問題に対する大学の方針や処理の仕方についても、一定の民主的手続きをふんで、教官の自由な意見の交換と討議に基づいて決定がなされることは、いうまでもないが、この決定の実現については教官全員はもとより職員全員——個人の立場のいかんにかかわらず——も真摯に協力しあう態度が必要であることは、ここでとりわけ強調されなければならない。

次に、上の基本方向と関連して、各大学の協力の仕方について、とくに記しておきたい。上に述べてきた困難な問題は、その性質上、個々の大学の努力だけでは解決しがたい面をもっている。自治の原則からいえば、それぞれの大学が自律的に秩序を形成してゆくのが望ましいことは、上述したとおりであるが、この原則は、すべての大学が同じ究極の目的をめざして共通の場において協力しあうことと何ら矛盾するものではない。むしろ、種々の体験や意見を互いにとりかわし、学問の自由と大学の自治を全体として高めてゆくことこそ、大学にふさわしい協力の在り方だといえよう。学生問題に関しては、とりわけことがらの重要性にかんがみ、このことがとくに強調されなければならない。

最後に、学生もまた、自らの自治を健全に発達させ、それによって大学自治の発展に寄与するよう努力しなければならない。大学に学ぶ学徒が、知性ある自覺的な行動を通じて、明るい学園をつくる作業に加わることは、大学の自治のみならず、次代の学問・文化の創造のためにも不可欠な要件である。学生自治は、まさにそのような建設的方向をめざして、すべての学生が協働しあうとき、最も力づよい、また最も意義あるものとなろう。教官も学生も、

間にたずさわるものとして、このような共通の目的を明確に見定めて、その達成のため、困難な諸条件ととり組んでゆく課題を負っていることに、深思いをいたさなければならない。